

公立大学法人山梨県立大学職員選考規程

(平成22年4月1日制定 法人3211号)

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人山梨県立大学教職員就業規則（以下「教職員就業規則」という。）第6条第2項及び第11条第3項の規定に基づき、職員を採用及び昇任の選考に関し必要な事項を定めるものとする。

(採用)

第2条 職員を採用は、選考試験によって行う。

2 選考試験は、筆記試験、面接試験、身体検査又は人物性向、学歴、経歴、適性、知能、技能、一般的知識、専門的知識若しくは適応性の判定の方法により、又はこれらの方法を併せ用いることにより行うものとする。

3 前項の選考試験を受けようとする者は、あらかじめ法人が指定した書類を提出しなければならない。

(昇任)

第3条 職員の昇任は、職員が当該昇任後の職に係る職務遂行の能力を有するかどうかの判定に基づいてこれを行う。

2 職員を昇任させる場合には、その者の勤務実績等が良好であることが明らかでなければならないものとする。

(山梨県からの派遣職員に関する特例)

第4条 公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第2条第1項及び公益的法人等への山梨県職員の派遣等に関する条例（平成13年山梨県条例第43号）第2条第1項の規定に基づき山梨県から派遣された職員の採用及び昇任については、前2条の規定にかかわらず、同条の規定に基づく法人と山梨県との間の取り決めに定めるところによる。

(委任)

第5条 この規程に定めるもののほか、職員を選考に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。